

資料編

金武町国民保護協議会条例

平成18年10月1日

条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、金武町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金武町国民保護対策本部及び金武町緊急対処事態対策本部条例

平成18年10月1日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、金武町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び金武町緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、金武町職員のうちから、町長が任命する。

(国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちか

ら本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、金武町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

避難場所・収容避難所一覧

【一時避難場所（災害初動期）】

施設名	所在地	面積 (㎡)	備考
スポーツ広場	金武町字金武 4118-1	3,740	
金武児童公園	金武町字金武 438	6,264	
浜田原公園	金武町字金武 4234-11	4,300	
並里区民広場	金武町字金武 12421-1	19,320	
大川児童公園	金武町字金武 565	4,354	
オランダ森緑地公園	金武町字金武 5547	4,384	
モーシヌ森公園	金武町字金武 856	6,509	
大川西公園	金武町字金武 658-1	2,716	
ふれあいの森公園	金武町字金武 10366-1	9,400	
中川近隣公園	金武町字金武 10531	7,672	
屋嘉西児童公園	金武町字屋嘉 599-1	4,800	

【広域避難場所（一時避難場所を含む）】

施設名	所在地	面積 (㎡)	備考
金武小学校グラウンド	金武町字金武 549	12,150	
中川小学校グラウンド	金武町字金武 10154	7,952	
嘉芸小学校グラウンド	金武町字屋嘉 1470	15,112	
金武中学校グラウンド	金武町字金武 3504	33,968	
金武町営グラウンド	金武町字金武 7758	18,890	
並里区民広場	金武町字金武 12421-1	19,320	
屋嘉区民広場	金武町字屋嘉 2026	10,290	
金武地区公園	金武町字金武 7801	34,516	
伊芸地区公園	金武町字伊芸 907-1	9,150	

【収容避難所】

施設名	所在地	電話番号	備考
金武公会堂	金武町字金武 151	968-2108	
並里地区公民館	金武町字金武 714-1	968-2102	
中川地区公民館	金武町字金武 10543-1	968-2407	
伊芸地区公民館	金武町字伊芸 778-1	968-2147	
屋嘉地区公民館	金武町字屋嘉 360-1	964-2040	
金武小学校体育館	金武町字金武 549	968-2408	
中川小学校体育館	金武町字金武 10154	968-2103	
嘉芸小学校体育館	金武町字屋嘉 1470	964-2004	
金武中学校体育館	金武町字金武 3504	968-2106	
金武町立中央公民館	金武町字金武 7758	968-2992	
金武町立体育館	金武町字金武 7758	968-3203	
金武町総合保健福祉センター	金武町字金武 1842	968-5932	
金武町立武道館	金武町字金武 1832	968-5667	
伊芸地区集会所	金武町字伊芸 957	968-5361	

避難準備マニュアル

1 活動要領

(1) 実施体制

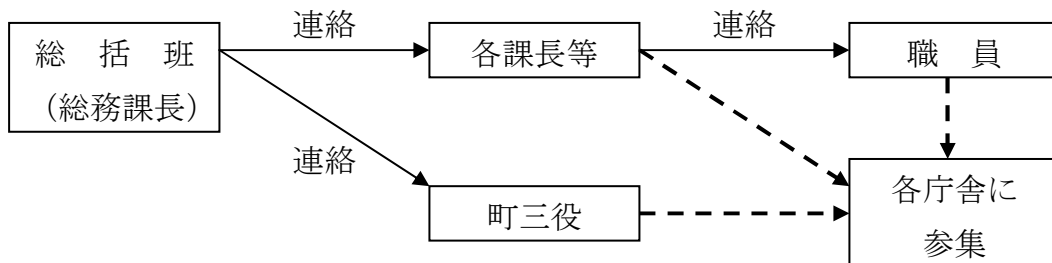
- ① 町長は、対策本部の設置すべき町として指定の通知を受けたときは、通常業務を中断し、組織・人員配置等、国民保護体制へ移行する。
- ② 町対策本部の設置
町国民保護計画第3編第2章に従い、町対策本部を設置する。
- ③ 町対策本部会議
対策本部長（町長）は、速やかに町対策本部会議を開催する。

目 的	項 目
情報の共有	武力攻撃（予測）事態の内容・各部局の状況・政府、県関係機関等の状況
基本活動方針の決定	情報収集の強化・人命の最優先・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認・準備

(2) 職員の動員

国及び県対策本部から対策本部を設置すべき町の指定を受けたときは、総括情報部総括班は、下記手順により避難、救援の指示等に備えて国民保護措置従事職員（町職員）を確保する。

- ① 総括情報部長（総務課長）は、速やかに町三役及び各課長等に連絡する。
- ② 各課長等は、町対策本部の設置の連絡を受けたときは、速やかに町役場へ参集し、所管の職員を招集する。
- ③ 連絡を受けた職員は、速やかに各庁舎に参集する。



- ④ 各課の課長等は、別紙職員配備名簿を作成し、総括情報部総括班に報告する。
- ⑤ 参集の際は、次に掲げる者を対象から外すこととする。
 - ア 武力攻撃災害により被災した者（被災者）
 - イ 平常時における病弱者等で国民保護措置に従事することが困難な者
 - ウ 妊娠中の女子及び乳児をもつ者

別紙

国民保護措置従事職員配備名簿

年 月 日
時 分現在

総括情報部長 殿

部 名 :

部長名 :

	職 名	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(3) 輸送車両の確保

避難指示の際、速やかに避難住民の輸送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資等を輸送できるよう所要の準備を完了する。

(4) 輸送体制

輸送を実施する班が複数あることから、輸送に関する総合的な調整については、総務班が担うものとする。

総務班は、輸送を実施する各班との連絡体制について確認する。

(5) 医療・衛生

保健福祉対策部保健対策班は、避難・救援の際、速やかな医療、助産等が提供できるよう、関係機関・団体と連絡調整を強化し、体制整備に努めるものとする。

① 武力攻撃災害等が発生した場合に備えて、保健師等を中心とする救護班の編成、町消防衛生組合救急隊との連携、県、医療機関、医師会との連携を確認する。

② 救護所の設置に備えて、薬品、医療資機材等の確保（県及び関係機関へ要請）、医師等の派遣要請、負傷者等の搬送体制など所要の準備を完了する。

(6) 避難所施設

① 収容避難所

学校グラウンドや体育館などの収容避難所の管理者は、住民対策部収容班と連携し、避難住民の受け入れ体制を整える。

ア 収容避難所の安全を確認する。

イ 施設の電気や水道の有無を確認する。

ウ 避難所開設に必要な資機材等を確認し、総括情報部総括班に要請する。

② 一時避難所

公園や広場などの一時避難所の管理者は住民対策部収容班と連携し、住民避難の受け入れ体制を整える。

ア 一時避難所の安全を確認する。

イ 一時避難所開設に必要な資機材等を確認し、総括情報部総括班に要請する。

③ 仮設トイレ

学校グラウンドや体育館などの収容避難所において、仮設トイレを速やかに設置できるよう、生活環境班は関係機関等と調整を行なう。

(7) 広報

この段階での広報は、住民が不安、誤解を招かないよう広報内容には留意し、適宜必

要な情報を提供する。

① 有線放送

総務対策部広報班で武力攻撃（予測）事態の状況、避難準備情報、警戒区域等の情報を住民に提供する。その際、出所が不明の情報、不確定の情報等は広報しないものとする。

② 広報車での広報活動

総括情報部総括班は、広報車での広報活動を要請する場合、地域・内容・時間帯を明示し、農政、畜水産班、商工観光班、建設対策班、支援対策班に要請する。

③ 放送内容

放送内容は、町対策本部会議で検討する。ただし、緊急を要する場合は、総括情報部長（総務課長）の判断で放送することができるものとする。

【放送内容例】

- | | |
|----------------|---------------|
| ・武力攻撃（予測）事態の概要 | ・今後の情報に関すること |
| ・避難に関すること | ・交通規制に関すること |
| ・重要情報の通報に関すること | ・冷静な対応の呼びかけ 等 |

(8) 要援護者支援対策

避難の指示等がされた際、速やかに要援護者（高齢者、障がい者等）が避難できるよう支援体制を整えるものとする。

① 福祉対策班は、町内の高齢者及び障がい者等の独居世帯の把握に務めるものとする。また、民生委員・児童委員、区長等から避難時に援護の必要な世帯について情報を収集する。

② 要援護者については、避難の際、車両等が必要なことから、総務班と連絡体制の確認を行う。また、各区長等に対しても、避難の指示がされた場合の支援要請（避難誘導、公民館の避難所としての提供等）を行う。

(9) 安否情報リストの作成準備

収容班は、武力攻撃災害が発生した場合に備えて、住民基本台帳、外国人登録票等の紙データ及び電子データを準備し、安否情報リストの作成体制を整えるものとする。

収容避難所等で安否情報を収集するための班員の編成、様式等の準備を完了する。安否情報の収集については、本計画第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供によるものとする。

(10) 食糧・生活必需品

避難の指示がされた際、避難住民に食糧及び生活必需品が提供できるよう以下の準備

を完了する。

① 食糧

この段階で、避難の規模・期間を見極めることは困難である。しかし、大規模で中・長期期間の避難を要する場合、大量の食糧が必要となることから、関係機関との事前の調整が必要となる。住民対策部調達対策班及び産業対策部農政・畜水産班は、総括情報部総括班と連携し、県（農林水産部）との連絡体制を確認し、食糧の確保、輸送方法、町の受け入れ体制等の調整を行なっておく。また、町商工会や民間業者等の関係団体と連携し、食糧の確保、輸送体制の調整に努める。

② 生活必需品

①の食糧と同様、この段階で、避難の規模・期間を見極めることは困難である。住民対策部調達対策班は、総括情報部総括班と連携し、県（文化環境部）との連絡体制を確認し、生活必需品の確保、輸送方法、町の受け入れ体制等の調整を行なっておく。また、産業対策部商工観光班は、町商工会等の関係団体と連携し、生活必需品の確保、輸送体制の調整に努める。

③ 国民保護措置従事職員の食糧等

総務対策部総務班は、配備要員名簿から国民保護措置従事職員の人数を把握し、住民対策部調達対策班と連携して食糧等の確保を行う。

(11) 教育対策

町教育委員会は、幼児児童生徒の避難等に備え、以下のとおり町教育施設に指示する。

- ① 学校行事等の中止
- ② 幼児児童生徒の避難準備・事前指導
- ③ 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討
- ④ 教職員の連絡体制の確認

(12) 文化財の保護

町教育委員会は、文化財について可能であれば所在場所の変更、または管理方法の変更を実施し、所有者を支援する。

(13) 特殊標章等の交付

町対策本部長（町長）は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付する。

- ① 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(14) 住民避難誘導支援

避難の指示がされた場合、迅速かつ的確な住民避難誘導が実施できるよう以下の準備

を完了する。この場合、避難誘導を実施する対象班が複数にまたがることから、連携を強化することに留意する。

① 人員の配置

複数名（2～3人程度）を1グループとし、誘導班と避難支援班に編成する。誘導班とは、避難経路上で避難所の方向に誘導するものであり、避難支援班とは、避難を要する地域の残留者の確認等をするものである。

② 関係機関との調整

避難の誘導・支援は、警察・消防・消防団・自治会等の関係機関・団体との連携が極めて重要であり、避難の際には現地にて細かな調整が行なえるよう連絡体制を確認しておく。

(15) 国民保護措置従事職員の安全確保

町対策本部長（町長）は、国民保護措置従事職員の安全を確保するため、武力攻撃が迫り、警報が発令されたときには、各部各班へ迅速に伝達するものとする。

また、現に武力攻撃が発生している地域においては、当該地域で活動している国民保護措置従事職員を撤収または安全な場所まで後退させる。その際、関係機関との情報の共有に努め、密接に連携し、必要な措置を講じる。

(16) 救援・義援物資の受け入れ体制の準備

救援・義援物資の受入を的確に行うため、保管場所の確保、物資の内容、数量の確認体制を整える。保管場所については、交通の便、警戒区域などを考慮し、学校等の体育館や公民館の公共施設とする。場所の選定は、総括情報部総括班と調整し決定するものとする。

(17) ボランティア総合窓口の開設

避難所等に臨時に窓口を設置し、避難所の運営や炊き出し、救援・義援物資の配分・輸送等、専門技能を要しない一般ボランティアと通訳や医療救護、介護など専門技能を要する専門ボランティアに分けて登録受付の準備を行う。

ボランティア活動を要請する際は、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、総括情報部総括班の指示により行うものとする。

(18) 町内福祉施設等への情報伝達

福祉対策班は、町内の社会福祉施設、介護施設、障がい者施設、保育施設（民間含む）に情報を伝達し、避難の指示がされた場合、速やかに避難が実施できるよう連携しておく。

(19) 被害情報の収集について

総括情報部情報班は、総括班や金武地区消防衛生組合、石川警察署などの関係機関と連携を密にし、町域の被害について情報を収集する。

【関係機関の連絡先一覧表】

名称	電話番号	備考
金武町役場	098-968-2111	総務課
金武地区消防衛生組合	098-968-2020	
沖縄県防災危機管理課	098-866-2143	
沖縄県北部土木事務所	0980-53-1255	
沖縄県警察本部	098-862-0110	警備第二課
石川警察署	098-965-4110	警備課
中城海上保安部	098-937-4999	
自衛隊沖縄地方協力本部	098-866-5457	
沖縄電力株式会社うるま支店	098-973-1144	
金武町商工会	098-968-2491	
中川区事務所	098-968-2407	
並里区事務所	098-968-2102	
金武区事務所	098-968-2108	
伊芸区事務所	098-968-2147	
屋嘉区事務所	098-964-2040	